令和３年１２月１７日

事　　業　　主　　様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

健康保険法施行規則等の一部改正について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび令和３年６月に医療保険制度改革関連法が成立し、令和４年１月から順次施行されることとなりました。これに伴い、**令和４年１月１日より、健康保険制度の一部に変更**がありますので下記のとおりお知らせします。

事業主様におかれましては、被保険者・被扶養者の皆様方にご周知くださいますよう、お願いいたします。

ご不明な点につきましては、当組合業務課までお問い合わせください。

記

１．傷病手当金・同付加金の支給期間の通算化

詳細につきましては、別添「リーフレット」をご参照ください。

２．任意継続被保険者制度の任意脱退が認められます

任意継続被被保険者が資格喪失を希望する旨を申出た場合、その申出が受理された日の翌月１日に資格が喪失となります。

３．任意継続被保険者制度の保険料の算定基礎が見直されます

健保組合の規約により「資格喪失（退職）時の標準報酬月額」とすることも可能になります。

当組合は現行どおり「資格喪失（退職）時の標準報酬月額、または当組合全被保険者標準報酬月額の平均額のいずれか低い額」で変更はありません。

※ホームページ（https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/）令和３年 11 月 12 日更新記事に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

令和４年１月１日から
健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和４年１月１日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

●傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して１年６か月」になります。

・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して１年６か月に達する日まで対象となります。

・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して１年６か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

●この改正は、令和４年１月１日から施行されます。

・令和３年12月31日時点で、支給開始日から起算して１年６か月を経過していない傷病手当金（令和２年７月２日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

	療養期間			療養期間		療養期間
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

←　１年６か月　→

※支給開始日から**起算して**１年６か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

	療養期間			療養期間		療養期間
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算１年６か月

※支給開始日から**通算して**１年６か月まで支給

※傷病手当金付加金につきましても、同様の取り扱いとなります。

お手続きの詳細については、当組合業務課（TEL:052-211-2439）までお問い合わせください。